

境港市地域福祉計画（第2期・平成24年度から平成29年度）の実施状況記載表

基本目標	施策の展開	取り組み内容	実施状況	成果	課題
1 地域での 「つながり」を大切に するま ちづくり	①「顔の見える地域づくり」の推進 ・地域内でのあいさつやひと声かけ運動や幅広い世代が交流できる機会を増やし、「顔の見える地域づくり」を推進します。 ②「地域福祉活動」の推進 ・地域コミュニティを形成する自治会や社会福祉協議会、高齢者クラブなどの活動を活性化させるとともに、日常的なふれあいを育み、地域の連帯が深まるような地域福祉活動を推進します。	●「地域見守り支え合い体制」の構築 ・地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域住民が日常生活の中で高齢者を支えるシステムの構築に取り組みます。 ●「地域包括支援センター」の機能強化 ・高齢者を取り巻く環境の変化等に適切に対応し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けるためには、医療・介護予防・住まい・生活支援サービスを包括的・継続的に提供する「地域包括ケア」の仕組みを機能させる必要があります。「地域包括ケア」の実現に向けた基盤や体制等の整備促進を図るために、地域包括ケアシステムの中核を担う「地域包括支援センター」の機能・運営の強化に取り組みます。 ●「障がい者地域活動支援センター事業」の推進 ・障がいのある人には地域生活にお	・見守りが必要な高齢者・障がい者の安否確認を行う地域での取り組みに対し補助を行っています。 ・平成28年10月より、市役所本庁舎1階に、直営・一本化の地域包括支援センターを開設しました。 ・ニーズ把握のための聞き取り	・渡地区・外江地区・上道地区・竹内町でのネットワーク構築ができました。 ・場所がわかりやすく、気軽に相談できることから、相談・支援件数が大幅に増加しました。 H27年度 3,806件 H28年度 5,206件 ・平成29年度内に生活介護	・他地区でのネットワーク化の推進 ・相談・支援件数の大幅増に伴うマンパワーの不足 ・ニーズ変化を適

		ける日中活動の場を確保することが、地域での自立した生活に向けての第一歩となることから、障がいのある人の地域交流や創作活動の場を提供します。現在は、本市以外の近隣市でのサービス利用となっていますが、今後、ニーズの把握に努めながら、市内での事業実施の可能性を検討します。 ●「地域子育て支援センター事業」の推進 ・「子育て」に関する相談や地域の子育て関連の情報提供を行うとともに、地域における「子育て」を通じた交流の場を提供します。	を実施したところ、生活介護やグループホームのニーズが大きいたことが浮き彫りになりました。 ・子育て相談や子育てに関する情報提供、子育てサークルの活動を支援、子育て世帯の交流促進を図っています。	事業所の立ち上げが実現する運びとなっています。 ・多くの利用者から評価いただいており、H28年度は過去最高の利用数を更新しました。 【利用実績：人】 <table><tr><td>H28</td><td>20,332</td><td>6,891</td></tr><tr><td>H27</td><td>19,187</td><td>5,644</td></tr><tr><td>H26</td><td>17,142</td><td>5,286</td></tr><tr><td>H25</td><td>17,903</td><td>4,377</td></tr><tr><td>H24</td><td>19,858</td><td>4,231</td></tr></table> 左：地域子育て支援センター（ひまわり）の延べ利用人数 右：こども支援センター（きらきら）の延べ利用人数	H28	20,332	6,891	H27	19,187	5,644	H26	17,142	5,286	H25	17,903	4,377	H24	19,858	4,231	宜把握しておく必要がある。 ・利用が増え、混雑時には駐車場が不足するなどの問題も出てきています。
H28	20,332	6,891																		
H27	19,187	5,644																		
H26	17,142	5,286																		
H25	17,903	4,377																		
H24	19,858	4,231																		

		●「高齢者の生きがいづくり」の推進 ・自立した生活を継続することができるよう、高齢者が参加するサークルやコミュニティー活動を支援し、社会参加の促進を通じた介護予防の推進、高齢者の生きがい・やりの増進を図ります。	・文化活動や運動を行う自主的な活動グループ（サークル）の立ち上げを支援しています。 ※H24～26 は、活動支援。 H27～ は、立ち上げ支援。	・サークル活動の活性化が図られました。 【活動支援の実績】 H24 年度 49 団体 H25 年度 69 団体 H26 年度 86 団体 【立ち上げ支援の実績】 H27 年度 3 団体 H28 年度 1 団体	・サークル活動の継続性
2 地域福祉をつくる人づくり	① 「福祉意識」の向上 ・地域福祉を推進する上では、市民一人ひとりの福祉に関する意識向上と実践が必要です。そのために、福祉施設などとの日常的な交流や福祉活動の情報提供により、交流活動等への参加を促し、福祉意識の向上に努めます。 ② 福祉を担う人材育成と発掘	●「地域における子育て支援サービス」の充実 ・ファミリー・サポート・センター会員相互の育児に関する援助活動を支援し、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。 ●「ボランティア活動」の普及 ・「市民総合ボランティアセンター」や「境港市社会福祉協議会福祉ボランティアセンター」と連携を図り、市民に対してボランティア活動の普及に努めるとともに、市民がボラン	・育児中の世帯が必要とする支援サービスの提供を図っています。 ・精神保健福祉ボランティアのグループや傾聴ボランティアのグループなど活動がひろがりつつある	【利用実績】 H28 637 件 H27 1,373 件 H26 1,070 件 H25 815 件 H24 985 件 H23 1,401 件 平成 29 年 7 月現在のボランティアグループ数は 30 団体	・地区ごとに配置し、援助会員との橋渡しを担う、サブリーダーの担い手の確保。 ・両センターの一層の連携により、さらにボランティアの裾野を広げる取り組みが必要

	・福祉活動を継続・発展させるため、ボランティア活動の後継者の育成や新たな人材発掘に努めます。また、ボランティア活動などへの参加のきっかけづくりとなる講座や体験事業、福祉教育を推進し、地域の人が主体的に参加できる場の充実に努めます。	ティア活動に参加しやすい機会の充実に努めます。 ●「高齢者の社会参加といきがいく」の推進 ・ボランティアで介護予防活動を行うおうとする地域住民の活動等の支援を行い、地域住民が主体的に参加できる場の充実に努め、高齢者の社会参加を推進します。	・ボランティアで介護予防に資する活動を行う地域住民に対し、介護予防や認知症予防の学習会を開催するなど支援を実施しています。	・介護予防や認知症予防に対する意識の向上が図られました。 【認知症サポーター養成講座受講者】 H24年度 155人 H25年度 232人 H26年度 278人 H27年度 409人 H28年度 357人	・活動継続のための適時・適切な支援
3 安心してサービスを利用できる仕組みづくり	① 「情報提供」の充実 ・講座や講演会、広報紙、ホームページなどによる啓発活動を通し、保健・医療・福祉・子育てなどのサービスに関する情報提供を充実するとともに、だれもが等しく必要な情報を得られるように取り組みます。 ② 「総合的な	●福祉サービスやイベントなどの情報発信 ・高齢者福祉のワンストップサービスの拠点である「地域包括支援センター」の広報に努め、更なる周知を図ります。 ・「子育て」に関するイベントや関係機関の紹介、子育て支援事業についての広報を行い、情報提供の充実に努めます。	・市報・チラシ等により、境港市地域包括支援センターの直営・一本化のPRを実施しました。 ・市報や市ホームページに加え、子育て情報誌を発行し、保育園や地域子育て支援センター等で配布するなど、情報提供に努めています。	・相談・支援件数の大幅に増加しました。 H27年度 3,806件 H28年度 5,206件 ※H28・10より直営一本化 ・地域子育て支援センターの利用者が増加しています。	・相談件数・支援件数の大幅増に伴う、マンパワーの不足 ・スマートホンへの対応。各保育園から随時情報発信できる仕組みづくりなどが課題

	相談体制」の充実 ・高齢者・子育て家庭・障がいのある人それぞれに相談窓口で対応し、相談内容に応じて関係各課との連携により、専門機関へつなぐなど、総合的な相談体制の充実に取り組みます。民生児童委員と連絡を密にし、地域での相談には、迅速な対応に努めます。 ③ 各種サービス」の充実 ・保健、医療、福祉、就労など高齢者や子育て家庭、障がいのある人の抱える様々なニーズに沿ったサービスの充実努め、高齢者や子育て家庭、障がいのある人などが地域で安心して暮らせる社会の実現に取り組みます。	●相談体制の充実と権利擁護の推進 ・障がいのある人の身近な場所に障がいに応じた相談員を配置し、障がいのある人が地域で安心して暮らせる環境の整備を進めます。 ・「成年後見サポートセンター運営事業」を推進し、高齢者や障がいのある人の権利擁護を推進します。 ・さまざまな病気や障がいに対する正しい知識と理解が進むように啓発に努めます。	・西部圏域 9 市町村が共同して圏域内 5 か所の障がい者相談支援センターに委託して実施しています。また、地域内では身体障がい者および知的障がい者相談員を配置し相談支援を行っています。 ・（一社）権利擁護ネットワークほうきに成年後見サポートセンターの運営等を委託しています。 ・あいサポート運動を推進し、障がい者団体へあいサポート運動啓発の講習の実施を委託するなどアイサポート運動の推進を通じて正しい理解が進むように実践しています。 ・児童虐待を防止するため、学	・西部圏域共同委託 5 か所（米子市内 4 か所、境港市内 1 か所） 身体障がい者相談員 2 人 知的障がい者相談員 2 人 【相談件数】 H24 年度 100 件 H25 年度 109 件 H26 年度 106 件 H27 年度 85 件 H28 年度 96 件 【委託実施団体】 身体障がい者福祉協会 障がい児（者）育成会 ・境港市要保護児童対策地域	・相談支援センターが米子市内に偏在しており、地域に根差した体制の整備が必要 ・制度の周知及び成年後見人の確保 ・運動へのさらなる啓発 ・児童福祉司任用
--	--	---	---	--	---

			校、保育園、医療機関その他の関係機関と連携し、子ども達が必要とする支援が受けられるように調整を図っています。	協議会（構成機関24団体）	資格取得者の配置が義務化された。研修受講等を通じて育成等が必要。
4 すべての人が健康で安心・安全に暮らせる環境づくり	①「健康づくり」の推進 ・自分の健康は自分で管理するという意識を啓発することで、国保特定健康診査、長寿健康診査、各種がん検診等の受診率の向上を図るとともに、健康づくりに関する講座・講演を実施し、継続的に健康に対する意識向上を図ります。 - 心に悩みを抱えている人の相談体制を整え、関係機関への橋渡しを行うとともに、子どもの頃からのこころの健康づくりに努めます。 ②「安心・安全なまちづくり」の推進 ・高齢者等が悪質商法や詐欺等に遭わないように悪質商法に関	●生活習慣病予防の推進 ・特定健康診査、特定保健指導の広報に努め受診率等の向上を図るとともに、食生活や運動習慣改善の取り組みを支援します。	・平成25年度に大腸がんの集団検診を開始しました。 ・平成26年度に特定健診等、がん検診の個人負担金を大幅に減額、検診の休日開催、「検診すすめ隊」による身近な人への声掛けなど、受診率向上のための様々な対策を実施しました。 ・平成27年度に済生会での肺がんの個別検診を、28年度からは市内開業医での個別検診も開始しました。また、27年度から、専任職員による未受診者等への受診勧奨対策を強化し、受診機会の更なる拡大を図りました。 ・平成29年度から全受診者への検診結果通知の開始、開業医の肺がん個別検診枠も拡大しました。 ・特定健診の受診結果で、生活習慣の改善が必要とされる対象者に特定保健指導を実施しました。	・がん検診の受診率が向上しました。 - 平成23年度→28年度 ・大腸がん 21.6%→30.7%(↑9.1p) ・肺がん 9.0%→23.7%(↑14.7p) ・胃がん 21.5%→26.3%(↑4.8p) ・平成27年度の実施率（法定報告値）は9.5%、28年度（初回指導分）は13.9%でした。	・国民健康保険加入者で40歳以上が対象の特定健康診査の受診率が平成28年度は21.6%で、過去5年間横ばい傾向である。平成27年度県平均31.7%と比較すると10.1ポイントも下回っている。 ・県内で二番目に低い実施率をどのように向上させていくか。

	する情報提供の充実に努めるとともに、消費生活相談室等と連携して高齢者の消費生活トラブルの解消を図ります。 「境港市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、地域住民と行政・関係機関が一体となり、災害時における要援護者の支援体制の構築に取り組めます。	●高齢者の健康づくりと介護予防の推進 ・二次予防事業対象者把握事業等を実施し、高齢者が要介護状態になることを防ぎ、健康でいきいきした生活の継続を支援します。	・地域における食育・栄養改善活動の担い手である食生活改善推進員会への補助の継続（7地区）、食改推進員を中心とした子どもクッキング教室の開催。隔年実施の食生活改善推進員養成講座の継続。 ・後期高齢者健康診査の実施 ・平成 26 年度から、高齢者での重篤化が問題となっていた、高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種が定期接種化されました。 ・65 歳以上の高齢者等を対象にインフルエンザの予防接種を実施しました。 ・二次予防事業対象者把握事業は、国の指針により終了し、H28 年度より介護予防・日常生活支援総合事業において、介護が必要となるおそれの高い	・平成 28 年度に各地区で開催された食生活伝達講習会等は 117 回で延べ参加者数は 4,082 人でした。 ・平成 28 年度の食改推進員（会員数）は 224 名 ・高齢者肺炎球菌感染症の接種率は、平成 28 年度は 52.4%でした。 ・インフルエンザの接種率は、平成 28 年度は 61.8%でした。 ・介護予防のための自主的な活動グループの形成。 ・H29・8 現在、複数の自主グループが立ち上げに向け準備中です。	・若い世代に対する食生活改善推進員活動の啓発 ・平成 31 年度から 100 歳までの節目年齢接種の特例が終了し、原則、65 歳が対象となるが、接種率向上のため、周知を積極的に行う必要がある。 ・適時適切な活動の継続支援
--	---	--	--	--	---

			高齢者（事業対象者）の介護予防事業を実施しています。 H29 年度は 5 つの公民館で、いきいき百歳体操と口腔機能向上事業を実施予定です。		
		●健康づくりのための研修会・教室等の開催 ・心と身体健康づくりのために必要な研修会等を開催し、市民の健康に対する意識向上を図ります。	・平成 26 年度から、境港医師協会医師によるミニ講演会&情報講演会、鳥取大学医学部付属病院と連携したメディカルセミナーを開催しました。また、従来から実施の「健康まつり」、「公民館まつり」、「検診結果説明会」等、あらゆる機会を活用して、市民の健康づくりの意識向上に努めました。	・平成 28 年度の実績はミニ講演会が 14 回開催で参加者は 496 人。 生活習慣病予防などの健康教育が 52 回、延べ参加者数 2,826 人。 また、健康相談は 23 回の実施で延べ参加者数 366 人。 ・健康づくり地区推進員などの協力により、地域における健康づくり意識が高まった。また、検診すすめ隊も 28 年度末で 830 人と増加しました。	・参加が少ない 40 歳、50 歳代の働き盛り世代に「自分の健康は自分で守る」ことの大切さをどう浸透させていくか。
			・こころのカウンセリングを実施しています（毎月）。 ・平成 27 年 1 月より、ウェブサイト「こころの体温計」によるセルフメンタルチェックサービスを開始しました。 ・平成 24 年度から継続中の「い	・平成 28 年度実施回数 12 回、延べ相談人数 13 人 ・ウェブサイトアクセス数 26 年度 17,672 27 年度 37,464 28 年度 11,917 ・市内小学生の現状を把握す	・子どもの頃からの「こころとからだの健康」がいかに大切かを更に普及啓発させる必要がある。

		●ヘルスケア事業の推進 ・「うつ病になりにくい心を育てる」という視点で心のヘルスケア事業を推進します。	のちとこころのプロジェクト」事業で子どもの頃からの予防対策を実施しています。28年度も市内の小学六年生 288 人全員に「こころとからだの健康アンケート」を実施し、集計結果を対象児童が中学一年生時に、本人と保護者に伝えています。 ・幼稚園、保育園をはじめ子供たちと関わる機会が多い専門職、民生委員等を対象とした「こころの応援団をひろげる会」を開催しました。	るとともに、学校現場と連携した取り組みの継続が図られました。 ・アンケートの結果等を地域に啓発する活動は 27 回実施し、延べ参加者は 1,118 人でした。 ・思春期を取り巻く現状と「折れないこころの育て方（レジリエンス）」を学習した。グループワークで「関係機関と協力して、自分たちにできること」等、参加者の間で情報共有が図られました。	・今後、中学三年生時点でのアンケート実施についての是非等を実行委員会内で議論していく必要がある。 ・平成 30 年度中に市町村自殺対策計画を策定する必要がある。 ・義務教育修了後の要支援者へのフォローの仕組みをどう構築するか、関係機関等とどう連携するか。
--	--	---	--	--	--

	●消費者行政の推進 ・消費生活相談員のレベルアップを図るなど相談窓口の機能強化に取り組みます。	・国民生活センター等が主催する研修へ参加し、消費者行政の基礎知識から最新のトラブル事例まで幅広く学び、相談員及び担当職員の問題解決力、相談機能の強化を図っています。 (受講回数) H24 6回 H25 2回 H26 12回 H27 9回 H28 7回	・高齢者団体、中学校、自治会などを対象に、消費者問題の啓発や消費者教育に関する出前講座を実施しました。市民が消費生活に関する正しい知識や情報を習得するとともに、トラブルの予防や解決方法、消費者問題意識の向上に繋がっています。 (啓発活動・講座) H24 6回 H25 13回 H26 5回 H27 4回 H28 6回	・消費者トラブル、詐欺被害の内容が多様化しており、相談件数の著しい減少に結びついていない。 (相談件数) H24 174件 H25 197件 H26 182件 H27 174件 H28 182件
	●災害時における要援護者避難体制の構築 ・災害が発生し又はそのおそれが高まったときに、要援護者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するために、あらかじめ要援護者一人ひとりについて、誰が支援して、どこに避難所等に避難させるか定めておくことが必要です。このため、民生児童委員などの協力を得て「災害時要援護者避難支援プラン個別計画」を作成します。	・民生児童委員等の協力により、「避難行動要支援者避難支援計画」を作成しています。	・自治会や自主防災組織に要支援者の情報を提供することで、災害時に要支援者の避難誘導を適切に実施できると考えています。また、この「避難行動要支援者避難支援計画」を防災訓練や見守り活動、支え愛マップ作り等に活用することができます。	・個人情報の提供に同意が得られなければ、活用の場合が制限される。 ・自主防災組織では、名簿や個別支

				・上道地区において、「見守りマップ」を作成しています。 ・現在、23の自主防災組織、警察、民生委員に避難行動要支援者名簿とその個別支援計画を提供しています。	援計画の管理は、責任が重いと固辞されるケースもあるが、福祉と防災の部署が連携して提供先の自主防災組織の拡大を図る。
--	--	--	--	---	---